

第7号様式（第3条関係）

決定期間延長通知書

桑 第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のありました公文書について、桑折町情報公開条例第13条第2項の規定により公文書の公開をする旨又はしない旨の決定をする期間を延長しましたので通知します。

公文書の件名	
決定期間満了日	年 月 日（請求書受理日 年 月 日）
延長後の公開決定等期限	年 月 日まで
延長理由	
主管課	課 2024-582-
情報公開担当課	課 2024-582-
備考	

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に、実施機関に対して審査請求することができます。

注 1 「決定期間満了日」は、請求書受理日から起算して15日目の日です。

2 「延長後の公開決定等期限」は、請求書受理日から起算して30日を限度として公開決定等を行なうことができる日です。

第8号様式（第3条関係）

決定期間延長特例通知書

桑 第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のありました公文書について、桑折町情報公開条例第14条第の規定により公文書の公開をする旨又はしない旨の決定をする期間を特例延長しましたので通知します。

公文書の件名	
延長後の決定 期間満了日	年 月 日（請求書受理日 年 月 日）
決定の特例延長期限	年 月 日まで
特例延長理由	
主 管 課	課 2024-582-
情報公開担当課	課 2024-582-
備 考	

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に、実施機関に対して審査請求することができます。

- 注 1. 「延長後の決定期間満了日」は、請求書受理日から起算して45日目の日です。
2. 「決定の特例延長期限」は、請求書受理日から起算して45日以内に公開決定等をした残りの公文書について、公開決定をする期限です。

第9号様式（第5条関係）

情報公開請求事案移送通知書

桑 第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおり事案を移送しましたので桑折町情報公開条例第15条第1項の規定により通知します。

公文書の件名	
事案の移送先	
事案の移送年月日	年 月 日
事案移送の理由	
主管課	課 024-582-
情報公開担当課	課 024-582-
備考	

情報公開に係る意見照会書

桑 第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

桑折町情報公開条例に基づき、次のとおり（あなた、貴社、貴団体、貴職）に関する記録がされている公文書について公開の請求がありました。

つきましては、当該公文書の公開をするかどうかの決定を行う際の参考としたいので、別紙「情報公開に係る意見回答書」を 年 月 日までに提出くださるようお願いいたします。

公文書の件名	
公文書の内容	
主管課	課係 電話番号() -
情報公開担当課	課係 電話番号() -
備考	

注 提出期限までに「情報公開に係る意見書」の提出がない場合は、意見の聴取の手続を終結し、情報公開が行われる場合があります。

第11号様式（第6条関係）

情報公開に係る意見回答書

年 月 日

(実施機関)

様

住所

氏名

印

法人その他の団体にあっては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で照会のあったことについて、次のとおり回答します。

- 1 公文書を公開されても支障がない。
- 2 公文書を公開されると支障がある。

* 2の場合

(1) 公文書の公開により支障がある部分

(2) その理由

注 該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。

連絡先（担当者）

電話番号（ ）

—

第12号様式（第6条関係）

公文書の公開に係る通知書

第 号
年 月 日

樣

(実施機関)

印

(あなた、貴社、貴団体、貴職)に関する情報が記録された公文書の公開について、桑折町情報公開条例第12条第1項の規定により次のとおり公文書を公開することを決定したので、同条例第16条第3項(第22条)の規定により通知します。

公文書の件名	
公開請求の年月日	
公開決定をした理由	
公開される (あなた、貴社、貴団体、貴職) に関する情報の内容	
公開を実施する日	
担当課	課 ☎ 024-582-
備考	

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 - 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、 を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この採決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この採決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

審査会諮詢通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付の情報公開審査請求について、桑折町情報公開条例第21条第1項の規定により桑折町情報公開審査会に諮詢したので同条例第21条第5項の規定により通知します。

公文書の件名または内容	
審査請求の内容	
諮詢をした日	年 月 日
担当課	課 024-582-
備考	